

経理問題に係る調査結果報告

【国費支出等独自追加調査分】

平成 22 年 2 月 4 日

千葉県警察本部

1 国費支出等独自追加調査の概要

県の経理問題特別調査（県全体調査）の過程において、不適正な経理処理が認められたことから、警察法第 37 条第 1 項に基づく経費（以下「国費」という。）についても 8 月上旬から県全体調査に並行して、自主調査（以下「独自追加調査」という。）を実施した。独自追加調査に当たっては、対象とする支出を平成 15 年度から平成 20 年度分とし、装備用品の調達が多い国費支出の特性を考慮し、対象業者を事務機器業者に限定せず、広く物品購入に関連する業者を選定の上、当該選定業者から提供された帳簿との突合を行った。また、当該選定業者との間に、警察法第 37 条第 3 項に基づく国庫補助対象経費（以下「補助対象県費」という。）の契約がある場合は、同様に調査を行った。さらに国費支出又は補助対象県費支出に不適正な経理処理が認められた場合は、同業者に対する国費及び補助対象県費以外の県費支出（以下「純県費」という。）も調査した。

2 独自追加調査の実施方法

（1）対象所属

全 96 所属

（2）年度

平成 15 年度～20 年度

（3）対象科目

国費は庁費、校費、警察装備費及び災害対策調整費のうち物品購入に係るもの
補助対象県費及び純県費は需用費のうち、主として消耗品費

（4）調査方法

ア この調査は、経理問題特別調査と同一の要領で調査した。

イ 調査対象業者は、国費支出の平成 15 年度から平成 19 年度分で累計 100 万円以上の支出のあるもの、又は同支出の平成 20 年度分で 20 万円以上の支出のあるものとした。

3 独自追加調査の結果

（1）国費支出に係る独自追加調査の状況

推定値を加えた不適正処理額（納品ベース）は 84,107 千円で、不適正処理率は 8%である。不適正の分類「a」が多く、全体の 79.5%を占めている。支出ベースでは「翌年度納入」が全体の 46.8%、「前年度納入」が 18.5%を占めている。

県独自の分類（納品ベース）による集計結果

ア 集計値による不適正処理額（納品ベース）の状況

不適正処理額 51,990 千円【集計値】

(金額の単位：千円)

不適正 処理額 合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							
	a	b	c	d	e	f	f'	g
51,990	41,320	10,609	0	0	61	0	0	0
100%	79.5%	20.4%	0%	0%	0.12%	0%	0%	0%

イ 推定値を加えた不適正処理額（納品ベース）の状況

不適正処理額 84,107 千円【集計値 + 推定値】

不適正処理率 8.0%

(金額の単位：千円)

調 査 対象額	不適正 処理額 合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）								不適正 処理率
		a	b	c	d	e	f	f'	g	
1,051,074	84,107	66,853	17,161	0	0	93	0	0	0	8.0%
比率 (比率)	8.0% (100%)	6.4% (79.5%)	1.6% (20.4%)	0% (0%)	0% (0%)	0.01% (0.1%)	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	/

調査過程で業者帳簿が入手できない理由などにより、突合できなかった額については、毎年度毎、区分（分類）毎の不適正比率に応じて推定値として各区分（分類）の額に加算した。

ウ 分類別概要

「a」分類について

「a」分類は、41,320 千円が確認された。調達時期の遅れによる翌年度納入が多い一方で、近年では前年度納入が増えてきている。推定値を加えた金額は 66,853 千円である。不適正分類全体の 79.5% を占めており、分類別では最も金額が多い。

「b」分類について

「b」分類は、10,609 千円が確認された。推定値を加えた金額は 17,161 千円である。不適正分類全体の 20.4% を占めている。

「c」及び「d」分類について

該当なし。

「e」分類について

「e」分類は、61 千円が確認された。推定値を加えた金額は 93 千円である。不適正分類全体の 0.1% を占めている。

「f」、「f'」及び「g」分類について

該当なし。

会計検査院準拠区分（支出ベース）の集計結果

ア 集計値による不適正処理額（支出ベース）の状況

不適正処理額 51,934 千円【集計値】

不適正処理率 7.0%

(金額の単位：千円)

突合できたもの	不適正処理額合計	内訳(態様別・会計検査院準拠区分)						不適正処理率	突合できなかったもの
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
746,629	51,934	0	6,977	3,636	8,918	19,106	13,296	7.0%	304,445
比率 (比率)	7.0% (100%)	0% 0%	0.9% (13.4%)	0.5% (7.0%)	1.2% (17.2%)	2.6% (36.8%)	1.8% (25.6%)		

イ 推定値を加えた不適正処理額(支出ベース)の状況

不適正処理額 84,051千円【集計値+推定値】

不適正処理率 8.0%

(金額の単位：千円)

調査対象額	不適正処理額合計	内訳(態様別・会計検査院準拠区分)						不適正処理率
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
1,051,074	84,051	0	12,363	4,766	11,997	39,358	15,567	8.0%
比率 (比率)	8.0% (100%)	0% 0%	1.2% (14.7%)	0.5% (5.7%)	1.1% (14.3%)	3.7% (46.8%)	1.5% (18.5%)	

ウ 区分別概要

(ア)「預け金」について

該当なし。

(イ)「一括払い」について

一括払いは、6,977千円が確認された。不適正処理額全体の13.4%を占めている。推定値を加えた金額は12,363千円で14.7%を占める。

(ウ)「差替え」について

差替えは、3,636千円が確認された。不適正処理額全体の7.0%を占めている。推定値を加えた金額は4,766千円で5.7%を占める。

発生する背景には、購入要求が通りづらいといった理由があげられる。

(エ)「先払い」「翌年度納入」「前年度納入」について

先払いは、8,918千円が確認された。不適正処理額全体の17.2%を占めている。推定値を加えた金額は11,997千円で14.3%を占める。

翌年度納入は、19,106千円が確認された。不適正処理額全体の36.8%を占めている。推定値を加えた金額は39,358千円で46.8%を占める。

前年度納入は、13,296千円が確認された。不適正処理額全体の25.6%を占めている。推定値を加えた金額は15,567千円で18.5%を占める。

(2) 県費（補助対象県費及び純県費）支出に係る独自追加調査の状況

推定値を加えた不適正処理額（納入ベース）は337,193千円で、不適正処理率は6.6%である。不適正の分類「a」が全体の95.9%を占めている。支出ベースでは、「翌年度納入」が全体の91.8%と大部分を占めている。「翌年度納入」のうち警察官の制服等の調達が集計値で169,034千円もあり、「翌年度納入」の86.2%、全体の80.3%を占めている。これは4月に新規採用となる警察官の制服発注の採寸遅れと現任警察官の制服等減耗更新分の発注遅れにより、納品が翌年度となっていたものである。

県独自の分類（納品ベース）による集計結果

ア 集計値による不適正処理額（納品ベース）の状況

不適正処理額 210,540千円【集計値】

(金額の単位：千円)

不適正 処理額 合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							
	a	b	c	d	e	f	f'	g
210,540	201,863	4,765	3,845	0	67	0	0	0
100.0%	95.9%	2.3%	1.8%	0%	0.03%	0%	0%	0%

イ 推定値を加えた不適正処理額（納品ベース）の状況

不適正処理額 337,193千円【集計値+推定値】

不適正処理率 6.6%

(金額の単位：千円)

調査 対象額	不適正 処理額 合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）								不適正 処理率
		a	b	c	d	e	f	f'	g	
5,126,207	337,193	323,323	7,678	6,125	0	67	0	0	0	6.6%
比率 (比率)	6.6% (100%)	6.3% (95.9%)	0.2% (2.3%)	0.1% (1.8%)	0% (0%)	0.001% (0.02%)	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	/

ウ 分類別概要

「a」分類について

「a」分類は、201,863千円が確認された。推定値を加えた金額は323,323千円である。不適正分類全体の95.9%を占めている。特に4月に採用される警察官等に貸与するための制服等の調達による翌年度納入が突出して多い。

「b」分類について

「b」分類は、4,765千円が確認された。推定値を加えた金額は7,678千円である。不適正分類全体の2.3%を占めている。

「c」分類について

「c」分類は、3,845 千円が確認された。推定値を加えた金額は 6,125 千円である。不適正分類全体の 1.8%を占めている。

備品購入費の不足等により、備品を購入している事例が見られた。

「d」分類について

該当なし。

「e」分類について

「e」分類は、67 千円が確認された。推定値を加えた金額も 67 千円である。不適正分類全体の 0.02%を占めている。

「f」, 「f'」及び「g」分類について

該当なし。

会計検査院準拠区分（支出ベース）の集計結果

ア 集計値による不適正処理額（支出ベース）の状況

不適正処理額 210,401 千円【集計値】

不適正処理率 6.2%

(金額の単位：千円)

突合できたもの	不適正処理額合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正処理率	突合できなかったもの
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
3,387,170	210,401	0	1,763	6,774	1,878	196,166	3,820	6.2%	1,739,037
比率 (比率)	6.2% (100%)	0% 0%	0.1% (0.9%)	0.2% (3.2%)	0.1% (0.9%)	5.7% (93.2%)	0.1% (1.8%)		

イ 推定値を加えた不適正処理額（支出ベース）の状況

不適正処理額 337,053 千円【集計値 + 推定値】

不適正処理率 6.6%

(金額の単位：千円)

調査対象額	不適正処理額合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正処理率
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
5,126,207	337,053	0	4,598	14,114	3,346	309,432	5,563	6.6%
比率 (比率)	6.6% (100%)	0% 0%	0.1% (1.4%)	0.3% (4.2%)	0.1% (1.0%)	6.0% (91.8%)	0.1% (1.7%)	

ウ 区分別概要

(ア)「預け金」について

該当なし。

(イ)「一括払い」について

一括払いは、1,763 千円が確認された。推定値を加えた金額は 4,598 千円である。不適正処理額全体の 1.4%を占めている。

(ウ)「差替え」について

差替えは、6,774 千円が確認された。推定値を加えた金額は 14,114 千円である。不適正処理額全体の 4.2%を占めている。

(エ)「先払い」「翌年度納入」「前年度納入」について

先払いは、1,878 千円が確認された。推定値を加えた金額は 3,346 千円である。不適正処理額全体の 1.0%を占めている。

翌年度納入は、196,166 千円が確認された。推定値を加えた金額は 309,432 千円である。不適正処理額全体の 91.8%を占めている。特に 4 月に採用される警察官等に貸与するための制服等の調達による翌年度納入が 169,034 千円、翌年度納入(集計値)の 86.2%を占める。

前年度納入は、3,820 千円が確認された。推定値を加えた金額は 5,563 千円である。不適正処理額全体の 1.7%を占めている。

4 不適正経理額の全体額

経理問題特別調査により集計した不適正処理額(集計値)に、独自追加調査の結果(集計値)を加えた不適正処理額の全体額は、平成 15 年度から平成 20 年度における調査対象額 7,532,528 千円のうち、県独自の分類(納品ベース)で 395,078 千円、会計検査院準拠区分(支出ベース)で 393,401 千円(不適正処理率 7.3%)であることが確認された。

不適正処理額(納品ベース)の全体額【集計値】

(金額の単位:千円)

	不適正処理額合計	内訳(本県独自の不適正な納品物の分類)							
		a	b	c	d	e	f	f'	g
経理問題特別調査	132,548	45,582	69,922	15,545	0	1,301	198	0	0
独自追加調査	262,530	243,183	15,375	3,845	0	127	0	0	0
計	395,078	288,765	85,297	19,390	0	1,428	198	0	0

平成 21 年 12 月 18 日付け「経理問題特別調査結果報告書」【追加調査分】における平成 20 年度分【集計値】に一部誤りがあったので、修正した数値で計上した。

不適正処理額(支出ベース)の全体額【集計値】

(金額の単位:千円)

	突合できたもの	不適正処理額合計	内訳(態様別・会計検査院準拠区分)						不適正処理率	突合できなかったもの
			預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
経理問題特別調査	1,224,929	131,067	7,303	70,424	8,101	2,454	36,875	5,910	10.7%	130,318
独自追加調査	4,133,799	262,334	0	8,740	10,410	10,796	215,272	17,116	6.3%	2,043,482
計	5,358,728	393,401	7,303	79,164	18,511	13,250	252,147	23,026	7.3%	2,173,800

推定値を加えた全体額は、県独自の分類（納品ベース）で 570,627 千円（不適正処理率 7.6%）、会計検査院準拠区分（支出ベース）で 568,950 千円（不適正処理率 7.6%）であることが確認された。

不適正処理額（納品ベース）の全体額【集計値 + 推定値】

（金額の単位：千円）

	調査対象額	不適正処理額合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							不適正処理率	
			a	b	c	d	e	f	f'		g
経理問題特別調査	1,355,247	149,327	51,322	78,748	17,574	0	1,452	231	0	0	11.0%
独自追加調査	6,177,281	421,300	390,176	24,840	6,125	0	159	0	0	0	6.8%
計	7,532,528	570,627	441,498	103,588	23,699	0	1,611	231	0	0	7.6%

平成 21 年 12 月 18 日付け「経理問題特別調査結果報告書」【追加調査分】における平成 20 年度分【集計値 + 推定値】に一部誤りがあったので、修正した数値で計上した。

不適正処理額（支出ベース）の全体額【集計値 + 推定値】

（金額の単位：千円）

	調査対象額	不適正処理額合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正処理率
			預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
経理問題特別調査	1,355,247	147,846	8,491	79,824	8,934	2,755	41,600	6,242	10.9%
独自追加調査	6,177,281	421,104	0	16,961	18,880	15,343	348,790	21,130	6.8%
計	7,532,528	568,950	8,491	96,785	27,814	18,098	390,390	27,372	7.6%

5 国庫返還金

国庫返還金は、合計額で約 33,357 千円（上限値）となる。

（金額の単位：千円）

	国庫返還金 （上限値）	国庫返還金の 加算額 （上限値）	国庫返還金の 合計額 （上限値） +	備 考
補助対象県費	7,609	3,641	11,250	経理問題特別調査
	15,013	5,897	20,910	独自追加調査
国 費	1,121	利息相当額 76	1,197	返還金額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率) ×(調査期間6年間の1/2+H21+H22の3ヶ月分)
計	23,743	9,614	33,357	

なお、国庫返還金については、現在、警察庁と協議中である。

6 業者プール金の返還

独自追加調査で新たに確認されたプール金はなかった。先の経理問題特別調査において確認されたプール金（46,063 円）については、当該業者から平成 21 年 12 月 16 日に全額返還を受けている。

7 不適正な経理に係る職員等からの返還金

職員等は経理問題特別調査結果報告書【追加調査分】(平成21年12月18日)の考え方により算出した額を県又は国に返還する。

(1) 返還額の算定

不適正経理処理により県及び国に与えた損害額約24,860千円については、次の表の考え方による。

職員等による返還金の考え方

(金額の単位：千円)

(1) 職員等の共同による返還		
項目	金額	備考
納品ベース	10,500	不適正処理額のうち県費によるもの(を除く)
[内訳] 不適正分類 : b・c	10,500	入札による購入の差額として、不適正処理額の10%を負担
d	0	該当なし
g	0	該当なし
利息相当額	816	全額負担: + 合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率) × (調査期間6年間の1/2 + H21+H22(3ヶ月分))
国庫返還金 b、c、d、g	1,573	補助対象経費及び国費によるもの(gについては責任が不明確なもの)
国庫金の加算金	9,538	全額負担: 加算10.95%/年 受領から納付の日までの期間
プール金のうち、回収不能額、交渉中の額	0	該当なし
その他、調査・返還等に係る経費	500	
現金・預金保有額、切手保管換え	0	該当なし
職員等共同返還 合計金額 (+ + + + + -)	22,927	
(2) その他、所属による返還		
項目	金額	備考
納品ベース	1,669	不適正処理額のうち県費によるもの(を除く)
[内訳] 不適正分類 : e・f		所属で全額負担
利息相当額 : e・f	122	全額負担: + 合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率) × (調査期間6年間の1/2 + H21+H22(3ヶ月分))
国庫返還金 : e・f	142	不適正処理額のうち補助対象経費及び国費によるもの
所属返還金 合計金額(+ +)	1,933	
(1) + (2)	24,860	

国費及び補助対象県費に係る金額は、上限値として算定した。

(2) 返還金の考え方

県警の一連の不適正な経理処理が多く所属で行われてきたこと、職員の適正な経理処理に対する認識が希薄だったこと、内部牽制が十分に機能していなかったこと等を踏まえ、その責任は経理事務担当者のみならず管理監督者等も含め組織全体で負うべきものとする。しかしながら、長年に渡るこのような実態は、管理監督者の責任が重いものと考えられ、返還金については、役職に応じた区分によって管理職が共同して負担することとする。

返還金は県独自の分類(納品ベース)によるが、職員等の共同負担に当たる対象者は、平成15年度から20年度に管理官級以上の職にあった者で、現職管理職(警視、同相当職以上(平成21年3月31日現在))及び退職管理職(平成15年度~20年度の管理職で既に退職している者)とする。

「e」「f」については、当該所属において全額返還することとする。

ア 職員等からの返還金総額

返還金総額	共同負担	所属による負担
24,860千円	22,927千円	1,933千円

平成 22 年度末までに県又は国に返還することとする。

イ 役職別負担額

役職名	本部長	部長級 (地方警務官)	参事官級	所属長 理事官級	管理官級
負担額	15万円	10万円	8万円	6万円	2万円

8 不適正な経理に係る職員の処分等

今回の調査により、不適正な経理処理が悪しき慣習として、広く行われていたことが確認された。このことは、法令等を遵守し、全体の奉仕者たるべき公務員として許される行為ではなく、県民の期待や信頼を大きく損なう行為である。

今回発覚した不適正な経理処理の背景には、職員のコンプライアンス意識の欠如とともに、幹部職員が長年に渡って不適正な経理処理を把握、是正してこなかったことが挙げられる。

職員の処分については、引き続き詳細な調査を行った上、明らかになった事実に基づいて決定することとする。

9 不適正な経理処理の発生原因

経理事務担当職員等に対する聞き取り調査等を整理、検討した結果、不適正な経理処理の発生原因はおおむね次のとおりである。

(1) 職員の意識

ア 予算を使い切ることを良しとするなど職員のコンプライアンス意識が低下していた。

イ 事件事故の発生に伴う、現場からの物品調達の要望に速やかに応えたい、緊急時に備え予め物品を確保しておきたいという気持ちが強く働き、業務上必要な物品を購入するのであれば私的に流用するのでない限り、ルール違反はある程度許容されるのではないかという甘えの意識があった。

ウ 不適正な経理処理について漫然と認識していながら、長年の慣習や前例踏襲により、問題意識を持たず、是正がなされなかった。

(2) 物品調達・物品管理の体制に関する事項

ア 所属における物品の在庫管理が十分ではなく、計画的な購入が行われていなかった。また、発注を担当する職員が納品時の検品を行う場合もあった。

イ 千葉県財務規則上、消耗品とすることができる物品の上限金額が2万円未

満と定められており、備品購入費の予算が措置されない場合、備品を他の消耗品と差替え購入していた。

(3) 予算執行や支出事務に関する事項

ア 令達額を超えた予算執行が見込まれるにもかかわらず、新規令達要請を行わず、安易に前年度納入により物品を購入していた。

イ 予算を残すことは翌年度の予算査定に影響するとの思いから、年度末の偏った物品購入により翌年度納入を発生させた。

ウ 物品の発注の都度、伝票を整理すべきところ、煩雑であるため、不適正な経理処理と認識しつつも、事務省力化のため、まとめて支出事務を行っていた。

(4) 内部牽制の体制に関する事項

ア 契約事務担当者が特定の者に限定され、かつ、検収事務についても同一人によることが多く、牽制機能が十分といえなかった。

イ 担当者が業務に通じているとの過信から、契約事務に対する点検及び関与が十分に行われず、内部牽制が十分に機能していなかった。

10 改善策・再発防止策

県警では、本件を警察の運営管理の根幹に関わる問題として捉え、総合的な見地から不適正な経理処理の防止・是正に取り組むため、平成21年8月4日、千葉県警察運営管理総合対策委員会の下に総務部長を部会長とする物品購入等契約適正化専門部会を設置し、以下の対策を推進している。

(1) 職員の意識改革と再教育

県警職員に対し、不適正な経理処理はいかなる理由であれ許されるものではないとの認識を徹底するとともに、改めて、正しい経理手続について再教育を施している。

ア 所属長

(ア) 会議、研修の開催

署長会議(平成21年4月24日、同年10月27日及び平成22年1月12日の3回)、新任所属長研修(平成21年9月17日)等において、物品購入等に係る契約の適正の確保の徹底について指導した。

(イ) 巡回指導の実施(平成21年11月4日から同月13日まで)

総務部参事官(再発防止・特別監査担当)による巡回指導を実施し、各署長への教養の浸透度を検証するとともに、直接指導した。

イ 会計事務担当者

次長会議(平成21年4月10日)、会計官・会計課長会議(平成21年6月15日)、各署会計課長招致指導(7月8日)、物品購入等契約適正化専門部会作業部会(平成21年8月21日)、新任会計課長研修(平成21年9月28日)、新任次長研修(平成21年10月9日)、会計コンプライアンス研修(平成22年1月19日)等において、法令に準拠した正しい経理手続等について指導し

た。

ウ その他の警察官及び事務職員

(ア) 警察学校における教養の実施(平成21年9月9日以降)

警察学校の幹部任用科、専科等において、不適正な経理が発生した背景等について指導している。

(イ) 各所属に対する巡回指導の実施(平成21年9月9日以降)

本部会計課員による巡回指導を実施し、職員への教養の浸透度を検証するとともに、不適正経理処理発生の背景、経理処理手続の流れ等について指導している。

(2) 物品調達システムの見直し

今後、不適正な経理が発生する余地のないシステムの構築を目指し、県当局と調整を図りながら見直しを行っている。

ア 物品購入の計画的執行

(ア) 執行計画書の作成(平成21年10月19日以降)

物品購入に際し、計画的かつ効率的に予算を執行するため、予算執行計画書を提出させている。

(イ) 予算管理システムの運用(平成21年4月1日以降)

警察情報管理システムに予算管理システムを構築し、各署の執行状況の早期把握と的確な予算令達を行っている。また、本部については予算原課の四半期ごとの執行計画を作成させ、会計課において確認している。

イ 履行確認の徹底

(ア) 納品書の徴取(平成20年12月16日以降)

物品の履行確認に当たって、納品書の徴取を義務づけている。

(イ) 発注担当者と検収担当者の分離(平成21年9月18日以降)

県の方針に則って、発注担当者と検収担当者を別個に指定し、納品の際には、納品物を確認するとともに見積書等と照合して確実な検収を行った上、納品書に検査確認表示をして証拠書類として出納局(室)に提出している。

ウ 競争性のある契約方式への移行(平成22年度から実施)

既に部分的に実施している物品の集中調達の対象の拡大及びオープンカウンター制度の導入を予定している。

(3) 監査機能の充実強化

再発防止のための諸対策を確実なものとし、内部牽制機能の強化を図るため、平成21年10月26日、総務部に再発防止・特別監査担当参事官を配置するとともに、監査体制を増強し、次のことに取り組んでいる。

不適正な経理の再発防止策の検討、実施、検証及び指導

千葉県警察の会計監査に関する訓令に定める会計監査の重点項目としての特別監査の実施(定期及び随時)

監察官室と連携した不適正経理処理の調査

その他経理問題全般に関すること

《参考》

会計検査院による「不適正」の区分

区 分	説 明
預 け 金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一 括 払 い	支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させたうえ、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費から購入代金を一括して支払っていたもの
差 替 え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
先 払 い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費を支出していたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの

県独自の「不適正」の分類

分類	考 え 方
a	「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの
b	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの
c	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、現物を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）
d	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの
e	公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの
f	公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの
f'	ア 現金を返金させ又は返品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの イ 返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているもの
g	その他、私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず用途が不明なものなど